

# 第3次犯罪被害者等基本計画

平成28年4月

## はじめに

平成16年12月の「犯罪被害者等基本法」（平成16年法律第161号。以下「基本法」という。）の制定から10年余りが経過した。

基本法は、「犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった」（基本法前文）との認識の下、「国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない」（基本法前文）として制定された。

基本法に基づき、平成17年12月に犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定。以下「第1次基本計画」という。）、平成23年3月には第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定。以下「第2次基本計画」という。）がそれぞれ策定され、我が国の犯罪被害者等施策は大きく進展した。

例えば、第1次基本計画及び第2次基本計画を通じた重点課題の一つである「損害回復・経済的支援等への取組」に関しては、第1次基本計画下において、犯罪被害給付制度の拡充や損害賠償命令制度の創設等が図られ、第2次基本計画下では、犯罪被害給付制度の更なる拡充が行われたほか、カウンセリング費用の公費負担制度については、国の支援・関与の下での全国展開等を盛り込んだ「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」（平成27年4月2日犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会）が取りまとめられ、同報告書で示された提言を実現していく方向で、一定の改善を図っていくこととなった。

また、「刑事手続への関与拡充への取組」に関し、第1次基本計画の下で導入された被害者参加制度は、第2次基本計画において、被害者参加人に対する旅費等の支給及び被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件の緩和により、一層充実した制度となった。

「支援等のための体制整備への取組」に関しては、地方公共団体における犯罪被害者等支援体制の整備が促進され、第1次基本計画下で全ての都道府県に犯罪被害者等のための総合的対応窓口が整備された。第2次基本計画下では、市区町村においても窓口の設置が促進され、平成27年4月現在、約90%の市区町村に総合的対応窓口が整備された。

このように、第1次基本計画及び第2次基本計画の下で、犯罪被害者等施策は着実に進展してきた。

しかしながら、第1次基本計画及び第2次基本計画の推進により、犯罪被害者等の抱える問題が全て解決したわけではない。犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等からは、依然、広範囲・多岐にわたる要望意見が寄せられている。

また、犯罪被害者等の属性や被害の類型等によっては、自ら被害を訴えることが困難で、支援の手が十分に行き届いていない犯罪被害者等も存在する。そうした犯罪被害者等の声なき声にも耳を傾けなければならない。

犯罪被害者等は我々の隣人である。そして、社会に生きる我々の誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にある。犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等一人一人に寄り添ったきめ細やかで充実した支援が必要であり、政府、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等が、より一層、相互に連携を図りながら協力し、更なる取組の強化を図っていかなければならない。

そして、このような取組がより実効性を持つためには、国民一人一人が犯罪被害者等の置かれている状況等を理解し、社会全体で犯罪被害者等を支えていく気運の醸成を図ることが重要であり、犯罪被害者等に対する国民の理解の増進と配慮・協力を一層促していく必要がある。

「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第66号）が平成28年4月1日から施行されることに伴い、これまで内閣府が担ってきた犯罪被害者等施策が国家公安委員会（警察庁）に移管されることとなる。犯罪被害者等施策の推進は、政府を挙げて取り組んできた重要政策であり、今後は、現場に近いところで犯罪被害者等と密接に関わり各種施策を行っている、国家公安委員会（警察庁）に業務を移管することで、よりきめ細やかな取組を図ることができるといえる。引き続き、関係府省庁の緊密な連携の下、犯罪被害者等施策を強力に推進していく。

今般、第2次基本計画の計画期間が平成27年度末で終了することから、犯罪被害者等の権利利益の保護がより一層図られる社会を目指し、第3次犯罪被害者等基本計画（以下「第3次基本計画」という。）を策定することとする。

## I 第3次基本計画の策定方針及び計画期間

### 1 第3次基本計画の策定方針

第3次基本計画の策定に当たっては、郵送やインターネットを通じて、犯罪被害者等やその支援に携わる者を始め広く国民一般から第2次基本計画の見直しに関する要望意見を募集するとともに、民間の犯罪被害者団体、犯罪被害者等の援助を行う団体等から個別に要望意見を聴取した。その結果、70名・56団体から約350項目の要望意見が寄せられた。そして、その一つ一つを5つの重点課題等に振り分けるとともに、第3次基本計画の策定に向けて重点的に検討すべき論点を抽出し、第3次基本計画に盛り込むべき事項について議論を重ねた。

また、第2次基本計画に盛り込まれている施策については、その充実を図るなどし、引き続き、第3次基本計画に盛り込むべきか否かの観点から検討した。

なお、第3次基本計画における「犯罪被害者等」とは、基本法における定義のとおり、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族を指し、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・

未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等を受けた場所その他による限定を一切していない。当然ながら、個別具体の施策の対象については、その施策ごとに、それぞれ適切に設定され、判断されるべきものである。

## 2 計画期間

第3次基本計画に示された施策については、一定の期間で区切ることにより、施策の進捗状況を含め、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等を踏まえた適切な見直しを担保することから、計画期間を平成28年4月1日から平成32年度末までの5か年とする。

## Ⅱ 基本方針

犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、権利利益の保護を図るという目的を達成するために、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点として、第3次基本計画においても、第1次基本計画及び第2次基本計画と同様、基本法に定める基本理念等を踏まえ、以下の4つの基本方針を設定することとする。

### 〔4つの基本方針〕

#### ① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること

基本法第3条第1項は、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」と規定している。

犯罪被害者等のための施策は、例外的な存在に対する一方的な恩恵的措置ではなく、社会のかけがえのない一員として、犯罪被害者等が当然に保障されるべき権利利益の保護を図るためのものである。施策の実施者は、犯罪被害者等はその尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していることを視点に据え、施策を実施していかなければならない。

#### ② 個々の事情に応じて適切に行われること

基本法第3条第2項は、「犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。」と規定している。

犯罪被害者等のための施策は、個々の犯罪被害者等が直面している困難を打開し、その権利利益の保護を図るために行うものである。施策の実施者は、個々の犯罪被害者等の具体的事情を正確に把握し、その変化にも十分に留意しながら、個々の事情に応じて適切に施策を実施していかなければならない。

そして、性犯罪や児童虐待等の被害に遭ったにもかかわらず、自ら声を上げることが困難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等や、自己が直接の犯罪被害者で

はないものの、兄弟姉妹が被害に遭ったことなどにより、その心身に悪影響を受けるおそれがある子供等についても、そのニーズを把握し、適切に支援をしていかなければならない。

### ③ 途切れることなく行われること

基本法第3条第3項は、「犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。」と規定している。

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が直面するその時々<sup>1</sup>の困難を打開することにだけ注目するのではなく、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになることに視点を置いて行うべきである。そのためには、中長期的な視点を持って、犯罪被害者等のためだけに設けられた制度以外の制度や民間の取組等も十分に活用しつつ、犯罪被害者等の生活の再建を支援するという観点が必要である。そして、施策の実施者は、制度や担当機関等が替わっても連続性をもって当該犯罪被害者等に対する支援等が行われるよう、また、犯罪被害者等の誰もが、必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、途切れることのない支援等を実施していかなければならない。

### ④ 国民の総意を形成しながら展開されること

基本法第6条は、「国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。」と規定している。

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等がその名誉又は平穏を害されることがなく、共に地域で生きていけるよう国民が総意で協力する社会を形成していくという視点を持って実施されなくてはならない。同時に、国民の総意が形成されるよう、犯罪被害者等のための施策の策定・実施は、国民からの信頼を損なわないように適切に行われる必要がある。

## Ⅲ 重点課題

第1次基本計画では、犯罪被害者等及びその支援に携わる者の具体的な要望を踏まえて、大局的な課題として、5つの重点課題を指摘し、これは、第2次基本計画においても維持された。

第3次基本計画の策定に当たっても、国民一般や犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等から要望意見を聴取するなどしたが、その整理や第3次基本計画に盛り込むべき事項の検討の過程において、第1次基本計画及び第2次基本計画と同様の5つの重点課題が確認された。

したがって、第3次基本計画においても、以下の5つの重点課題を掲げることとする。

なお、個々の施策の実施に当たっては、各課題に対する当該施策の位置付けを明確

に認識し、各課題ごとに府省庁の横断的かつ総合的な施策の推進・展開が図られるよう努める必要がある。

## 〔5つの重点課題〕

### ① 損害回復・経済的支援等への取組

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった損害に加え、高額な医療費の負担や収入の途絶等により、経済的に困窮することが少なくない。また、自宅が事件現場になったり、加害者から逃れたりするため、住居を移す必要が生じるほか、犯罪等による被害や刑事手続等による負担についての無理解等から、雇用関係の維持に困難を来すことも少なくない。

もとより、犯罪等により犯罪被害者等に生じた損害について、第一義的責任を負うのは加害者である（基本法前文）にもかかわらず、加害者の損害賠償責任が果たされず、十分な賠償が受けられないことに対する不満が犯罪被害者等から寄せられている。さらに、現行の犯罪被害者等に対する経済的支援施策について、犯罪被害者等が負うこととなる様々な経済的負担からすると不十分であるとの指摘もある。このような犯罪被害者等が直面している経済的困難を打開するため、加害者の損害賠償責任の実現に向けた必要な検討を行うとともに、犯罪被害者等のためだけに設けられた制度以外の制度や民間の取組等を十分に活用することも含め、犯罪被害者等の損害を回復し、経済的に支援するための取組等を行わなければならない。

### ② 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

多くの犯罪被害者等は、生命・身体に重大な被害を受ける。また、当該犯罪等による直接的な精神的・身体的・財産的被害を受けるにとどまらず、自分自身や家族が犯罪等の対象にされたこと自体から精神的被害を受ける。さらに、再被害ないし再被害を受けることに対する恐怖・不安を抱いたり、捜査・公判、医療、福祉等の過程で配慮に欠ける対応をされたことによっていわゆる二次的被害を受けることもある。このような犯罪被害者等の精神的・身体的被害に対し、これを回復・軽減し、又は防止するための取組を行わなければならない。

### ③ 刑事手続への関与拡充への取組

犯罪被害者等にとって、事件の正当な解決は、その回復にとって不可欠であり、また、解決に至る過程に関与することは、その精神的被害の回復に資する面もある。もとより、刑事に関する手続や少年保護事件に関する手続は、国家及び社会の秩序維持、個人の人権の保障、少年の健全育成等の考量困難な種々の要請に応えるものでなければならないが、そのことを前提としつつ、「事件の当事者」である犯罪被害者等が、刑事に関する手続や少年保護事件に関する手続に適切に関与できるよう、その機会を拡充する取組を行わなければならない。

### ④ 支援等のための体制整備への取組

被害直後から様々な困難に直面する犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等の誰もが、望む場所で、必要なときにいつでも、情報の入手や相談ができ、専門的知識と技能に裏付けられたきめ細やか

な支援が受けられるような、継ぎ目のない支援体制を地方公共団体や犯罪被害者等の援助を行う民間の団体とともに構築していく必要がある。特に、犯罪被害者等は、被害直後から、医療・福祉、住宅、雇用など生活全般にわたる支援を必要としている。そして、犯罪被害者等が被害から回復するためには、時に長い時間を要し、その間、犯罪被害者等のニーズは変化する。また、犯罪被害者等が場所的に移動することなどにより、必要な支援の内容も変わり得る。

したがって、犯罪被害者等を中長期的に支援するという視点からの体制整備への取組が行われなければならない。

併せて、犯罪等により被害を受けた際に、その被害の類型等を問わず、国民の誰もが早期に適切な支援を受けられるよう、政府による犯罪被害者等施策のほか、地方公共団体や犯罪被害者等の援助を行う民間の団体による取組を含め、これらに関する国民の認知度も踏まえつつ、適切にその周知を推進していく必要がある。

#### ⑤ 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

犯罪被害者等施策が措置されても、国民の理解と協力がなければ、その効果は十分に発揮されない。犯罪被害者等は、地域社会において、配慮され、尊重され、支えられてこそ、平穏な生活を回復できることから、施策の実施と国民の理解・協力は車の両輪である。

したがって、様々な機会を通じて、教育活動や広報啓発活動等による息の長い取組を行い、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等についての国民の理解や共感を深め、犯罪被害者等への配慮と犯罪被害者等のための施策への協力を確保するための取組を行わなければならない。

## IV 推進体制

犯罪被害者等施策が全体として効果的・効率的に行われるよう、第3次基本計画においても、第1次基本計画及び第2次基本計画と同様、基本法第7条及び第23条により求められる事項並びに犯罪被害者等施策推進会議の所掌事務に関連して求められる事項について、具体的施策を掲げ、推進体制を整備することとする。

#### 〔基本法により求められる事項〕

- ① 国の行政機関相互の連携・協力
- ② 地方公共団体との連携・協力
- ③ その他様々な関係機関・関係者との連携・協力
- ④ 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映
- ⑤ 施策策定過程の透明性の確保
- ⑥ 施策の実施状況の検証・評価・監視等
- ⑦ フォローアップの実施
- ⑧ 犯罪被害者等基本計画（以下「基本計画」という。）の見直し

## **[今後講じていく施策]**

### **(1) 国の行政機関相互の連携・協力**

ア 犯罪被害者等施策推進会議を活用し、関係省庁間で重要事項の審議、施策の実施等を行う。

また、関係府省庁等の間での随時の連絡調整をより一層緊密に行い、各種施策と連携した犯罪被害者等施策の総合的な推進を図る。特に、犯罪被害者等施策の内閣府から国家公安委員会（警察庁）への移管に伴い、支障が生ずることがないように、関係府省庁間において、より一層の連携・協力を努める。

イ 犯罪被害者等施策推進会議及び警察庁において、他の政策に係る中長期的方針等に基づく各種施策と連携した犯罪被害者等のための施策の総合的な推進を図る。

### **(2) 地方公共団体との連携・協力**

警察庁において、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議（第4, 1 (2)）等を活用し、地方公共団体との連携・協力を確保し、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえながら施策を推進できるよう、各地方公共団体における窓口部局との間の情報共有等を図る。

### **(3) その他様々な関係機関・関係者との連携・協力**

行政機関以外の国の機関、民間の犯罪被害者団体、犯罪被害者等の援助を行う団体、事業者団体等と連携・協力関係を築きながら犯罪被害者等施策を講ずる。

### **(4) 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映**

警察庁において、関係府省庁からの参加を得て、様々な民間の犯罪被害者団体、犯罪被害者等の援助を行う団体等から、意見を定期的に聴取する機会を設けるとともに、様々な媒体を通じて、意見を受け付ける。

なお、聴取した意見については、関係府省庁において、適切に施策に反映させるよう努める。

### **(5) 施策策定過程の透明性の確保**

警察庁において、犯罪被害者等施策推進会議の議事録等の施策情報について、迅速な公開に努めるとともに、「犯罪被害者等施策」のホームページを犯罪被害者等のための施策に関する情報提供窓口として適切に運用する。

### **(6) 施策の実施状況の検証・評価・監視等**

犯罪被害者等施策推進会議において、基本計画推進による効果、施策の有効性等についての検証・評価を行い、効果的で適切な施策を実施させるとともに、施策の検討・決定・施行の状況について、適時適切に監視を行う。さらに、検証等の結果を勘案し、必要があると認めるときは、施策の在り方に関し、関係行政機関に意見を述べる。

### **(7) フォローアップの実施**

警察庁において、定期的に必要な調査を実施し、施策の進捗状況を点検するとともに、点検結果に基づき、犯罪被害者等施策推進会議の行う施策の実施状況の監視と連携し、施策の実施の推進を図る。施策の進捗状況の点検においては、定量的に把握することに努め、これが困難な場合もできる限り定性的に把握する。

また、警察庁において、点検結果について、年次報告等を通じて公表する。

**(8) 基本計画の必要な見直し**

犯罪被害者等施策推進会議において、犯罪被害者等のニーズ、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化や犯罪被害者等施策の実施の進捗状況等を踏まえて、必要に応じ、基本法第8条第5項の規定に基づき、基本計画を見直す。

## V 重点課題に係る具体的施策

### 第1 損害回復・経済的支援等への取組

#### 1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

##### (1) 日本司法支援センターによる支援

ア 日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。【法務省】（1）

イ 日本司法支援センターにおいて、弁護士会等と連携して、犯罪被害者支援に精通している弁護士の増加に努め、犯罪被害者等の個別の状況に応じた必要なサービスが提供できるよう、弁護士の紹介態勢の整備に努めるとともに、利用者からの意見や犯罪被害者支援に関する法制度、弁護士会において行われる犯罪被害者支援に関する研修等について、弁護士会等の関係機関と情報交換や協議の場を設けるなどして、弁護士によるサービスの向上を目指す。【法務省】（2）（再掲：第4，1（43）ア（202））

##### (2) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実

損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要を紹介した冊子・パンフレット等について、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分に周知させる。【警察庁、法務省】（3）（再掲：第4，1（40）（198））

##### (3) 刑事和解等の制度の周知

法務省において、刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等現行制度を周知徹底させる。【法務省】（4）

##### (4) 保険金支払の適正化等

ア 一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構における調停、国土交通省による保険会社に対する立入検査、国土交通大臣による適正な支払を行うことの指示等により、自賠責保険金の支払の適正化を図る。【国土交通省】（5）

イ 金融庁において、被害者に直接保険金等が支払われる場合も含め、契約に基づく保険金等の支払が適切に行われるように、「保険会社向けの総合的な監督指針」（平成17年8月12日策定）等に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢について検証し、保険会社側に問題があると認められる業務・運営については、適切な対応を行う。【金融庁】（6）

ウ 公益財団法人日弁連交通事故相談センターにおける弁護士による自賠責保険に係る自動車事故の損害賠償の支払に関する無料の法律相談・示談斡旋等により、適切な損害賠償が受けられるよう支援を行う。【国土交通省】（7）

エ 国土交通省において、ひき逃げや無保険車等の事故による被害者に対しては、政府保障事業において、本来の加害者に代わって、直接その損害をてん補するこ

とにより、適切な支援を行う。【国土交通省】（８）

(5) 受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することが可能である旨の周知

法務省において、法令上受刑中の者が作業報奨金を犯罪被害者等に対する損害賠償に充当することが可能である旨を引き続き受刑者に対し周知する。【法務省】（９）

(6) 暴力団犯罪による被害の回復の支援

暴力団犯罪の被害者については、警察において、都道府県暴力追放運動推進センターや各弁護士会の民事介入暴力対策委員会等とも連携しつつ、暴力団犯罪による被害の回復を支援する。【警察庁】（10）

(7) 加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査の実施

警察庁において、日本弁護士連合会等の協力を得て、債務名義を得ても犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況について実態把握のための調査を行い、その結果に応じて、必要な検討を行う。【警察庁】（11）

## ２ 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

(1) 犯罪被害給付制度に関する検討

警察庁において、平成20年度以降拡充してきた犯罪被害給付制度の運用状況等を踏まえつつ、重傷病給付金の支給対象期間等の在り方について「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の取りまとめに従った取組を進めるとともに、犯罪被害者に負担の少ない支給の在り方や、若年者の給付金の在り方及び親族間犯罪被害に係る給付金の在り方について、実態調査や他の公的給付制度に関する調査を１年を目途に行い、これらを踏まえた検討を速やかに行って、必要な施策を実施する。【警察庁】（12）

(2) 現行の犯罪被害給付制度の運用改善

警察庁において、仮給付制度の効果的な運用その他の犯罪被害給付制度の運用改善、関係職員への同制度の周知徹底、犯罪被害者等への同制度の教示等に関して都道府県警察を指導するとともに、早期の犯罪被害者等給付金の支給に努める。【警察庁】（13）

(3) 性犯罪被害者の医療費の負担軽減

警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、診断書料、性感染症等の経費費用等の公費負担に要する経費を都道府県警察に対し補助するほか、緊急避妊等の公費負担の運用ができる限り全国的に同水準で行われ、性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものになるよう、また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含めて各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導する。【警察庁】（14）

(4) カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減

「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」において取りまとめられた「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」を踏まえ、警察庁において、各都道府県警察に対し、臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの確実な配置に努めるよう指導する。また、同報告書を踏まえ、警察庁及び都道府県警察において、カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開を図るとともに、同制度の周知に努める。【警察庁】(15)

(5) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置

犯罪被害給付制度とは別に、各都道府県警察において、司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費を措置する制度を積極的に推進する。【警察庁】(16)

(6) 地方公共団体による見舞金制度等の導入促進

警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入について要請するとともに、これらの制度を導入している地方公共団体を犯罪被害者白書に記載する。【警察庁】(17)

(7) 預保納付金の活用

金融庁及び財務省において、平成25年度から実施している預保納付金事業について、犯罪被害者等の子供への奨学金を貸与制から給付制に変更するとともに、犯罪被害者等支援団体への助成対象に相談員の育成に必要な費用を追加することとし、平成28年度中を目途にその募集等を開始する。【金融庁、財務省、警察庁】(18)(再掲：第4, 3(2)(226))

(8) 海外での犯罪被害者に対する経済的支援

海外での犯罪被害者に対する経済的支援について、「「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の取りまとめに従った施策の推進について」(平成26年3月26日犯罪被害者等施策推進会議)に沿った取組を推進し、必要な措置を講ずる。【警察庁、外務省】(19)

### 3 居住の安定（基本法第16条関係）

(1) 公営住宅への優先入居等

ア 国土交通省において、地域の実情等を踏まえた地方公共団体による公営住宅への優先入居や目的外使用に係る手続の推進を図るための取組を実施する。【国土交通省】(20)

イ 国土交通省において、公営住宅への入居に関して、都道府県営住宅における広域的な対応や市町村も含む地方公共団体相互間における緊密な連携を各地方公共団体へ要請していることについて、会議等の場を活用して周知する。【国土交通省】

(21)

- ウ 公営住宅の管理主体から、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅の借上げ要請があった場合は、柔軟に対応する。【国土交通省】(22)
- エ 民間賃貸住宅への入居に関して、地方公共団体が関係団体と連携して、円滑な入居の促進を図るため、居住支援協議会を設置し、ホームページや住宅相談会等で必要な情報を提供する等、地域の実情に応じた取組を行っていることから、国土交通省において、このような地域の取組を支援する。【国土交通省】(23)
- オ 国土交通省において、公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を警察庁及び法務省と十分連携して行う。【国土交通省】(24)

(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

- ア 厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託の実施について適正な運用に努める。  
【厚生労働省】(25)(再掲：第2, 2(8)ア(85))
- イ 厚生労働省において、「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)により、平成31年度末までに、個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善を実施する。【厚生労働省】(26)(再掲：第2, 2(8)イ(86))
- ウ 厚生労働省において、婦人相談所における被害女性の安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、婦人相談所の体制を整備し、緊急時(夜間・休日を含む。)についても、適正かつ効果的な一時保護を実施する。【厚生労働省】(27)
- エ 厚生労働省において、一時保護から地域における自立した生活へとつながるよう、婦人保護施設及び母子生活支援施設の機能強化を図ることなどにより、入所者に対する日常生活支援の充実に努める。【厚生労働省】(28)
- オ 警察庁において、自宅が犯罪行為の現場になり、自宅が破壊されるなど、居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合等に利用できる緊急避難場所の確保に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を都道府県警察に補助するほか、これらの施策が犯罪被害者等の負担軽減に効果的なものとなるよう、都道府県警察を指導する。【警察庁】(29)
- カ 犯罪被害者等に身近な公的機関である地方公共団体において、居住場所の確保や被害直後からの生活支援策に対する取組がなされるよう、警察庁において、地方公共団体に対して啓発・情報提供を行う。【警察庁】(30)

(3) 性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援

厚生労働省において、性犯罪被害者を含む相談者に対する支援として、地方公共団体やDVシェルターを運営する特定非営利活動法人等が、相談者に対して、生活相談や行政機関への同行支援等の自立支援、家庭訪問や職場訪問等の定着支援を一体的に行い、その取組の効果を検証するモデル事業を実施する。【厚生労働省】(31)

## 4 雇用の安定（基本法第17条関係）

### (1) 事業主等の理解の増進

厚生労働省において、犯罪被害者等に対する十分な理解に基づき、以下の施策を実施する。

ア 母子家庭の母等及び父子家庭の父に対するトライアル雇用事業の適正な運用に努める。【厚生労働省】(32)

イ 公共職業安定所における事業主に対する配置や労働条件等雇用管理全般に関するきめ細かな相談援助の適正な運用に努める。【厚生労働省】(33)

ウ 公共職業安定所における求職者に対するきめ細かな就職支援の適正な実施に努める。【厚生労働省】(34)

エ 公共職業安定所職員に対する研修において、犯罪被害者等への理解に資するテーマを取り上げる。【厚生労働省】(35)

### (2) 個別労働紛争解決制度の活用等

ア 厚生労働省において、犯罪被害者等に係る個別労働関係紛争の解決に当たって、個別労働紛争解決制度について周知を徹底させるとともに、その適正な運用に努める。【厚生労働省】(36)

イ 厚生労働省において、犯罪被害者等が事業主との間で生じた労働問題に関し、情報の提供、相談等を行う公的相談窓口として、労働問題に関するあらゆる分野の相談に専門の相談員がワンストップで対応する総合労働相談コーナーについて周知徹底させるとともに、その積極的な活用を図る。【厚生労働省】(37)

### (3) 被害回復のための休暇制度の周知・啓発

被害回復のための休暇制度についていまだ十分な認知がなされていない状況にあることから、厚生労働省において、アンケートによる実態把握を行うとともに、リーフレットや厚生労働省ホームページ、セミナー等により、経済団体や労働団体を始め事業主や被雇用者等に対して、犯罪被害者等の置かれている状況や被害回復のための休暇制度等について周知・啓発を図る。【厚生労働省】(38)

## 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

### 1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

#### (1) 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の内容の充実等

厚生労働省において、医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者等を対象に、「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」を実施し、犯罪被害者等の精神的被害及び犯罪被害者等施策について、医療・福祉関係者に対する知識の普及・啓発を推進する。また、都道府県・指定都市等の行政機関へ研修者終了名簿を配布し、相談体制の充実を図る。さらに、関係機関である国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所において実施した「犯罪被害者メンタルヘルス研修」の効果を踏まえて、新たな取組を検討する。【厚生労働省】（39）

#### (2) PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大

PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大については、有効性・安全性に関する科学的評価が得られたものについて、診療報酬改定時に必要に応じて措置を講ずる。【厚生労働省】（40）

#### (3) PTSD治療の可能な医療機関についての情報提供

厚生労働省において、病院等の医療機関の医療機能に関する情報を住民・患者に対して提供する制度を医療機能情報提供制度として運用している。この制度においては、PTSD等の各疾病の治療に対応可能な医療機関を検索することが可能となっており、引き続き制度の周知に努める。【厚生労働省】（41）

#### (4) PTSD治療に係る自立支援医療制度の利用の周知

厚生労働省において、PTSD治療（保険診療に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく自立支援医療（精神通院医療）の対象となることについて、自立支援医療制度の実施主体である都道府県等に対し改めて周知し、啓発を行う。【厚生労働省】（42）

#### (5) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進

文部科学省において、医学部関係者が参加する各種会議での要請や「医学教育モデル・コア・カリキュラム」<sup>\*1</sup>等を通じて、医学部においてPTSD等の精神的被害に関する知識・技能及び犯罪被害者等への理解を深める教育を推進する。また、厚生労働省において、臨床研修の到達目標等を通じて、医学部卒業生の精神疾患に対する初期対応と治療の実際への理解を促進する。【文部科学省、厚生労働省】（43）

---

\*1 各大学のカリキュラム改革に資するよう、平成13年3月に文部科学省の「医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議」において、全ての医学生が卒業までに最低限習得すべき教育内容をガイドラインとして示したもの。

(6) 精神保健福祉センターに対する犯罪被害者等支援業務についての理解促進

厚生労働省において、精神保健福祉センターにおいて犯罪被害者等に対する心の健康回復のための支援が適切に行われるよう、精神保健福祉センター長会議において必要に応じて犯罪被害者等に関する議題を取り上げる。【厚生労働省】(44)

(7) 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供

厚生労働省において、地域格差なく迅速かつ適切な救急医療が提供されるよう、初期、二次、三次の救急医療体制の整備を図るとともに、総務省と連携し、メディカルコントロール体制<sup>\*2</sup>の充実強化を図る。【厚生労働省】(45)

(8) 救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備

厚生労働省において、救急医療における犯罪被害者等の精神的ケアに対応するため、救急医療体制における精神科医との適切な連携体制の確保を図る。【厚生労働省】(46)

(9) 交通事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等

国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構において、自動車事故による重度後遺障害者が質の高い治療・看護を受けられる機会を拡充するため、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、療養施設機能一部委託病床の立地等のあり方について平成28年度末までに検討を行う。また、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給や、短期入院・入所に係る助成を推進するとともに、介護料受給者宅を訪問して介護に関する相談や情報提供等を行う訪問支援の充実・強化を図る。【国土交通省】(47)

(10) 高次脳機能障害者への支援の充実

厚生労働省において、高次脳機能障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づいて市町村が実施主体となっているサービスの対象であるという更なる周知を行う。また、都道府県において、患者・家族からの相談への対応や普及啓発等を行う「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」を実施する。【厚生労働省】(48)

(11) 思春期精神保健の専門家の養成

厚生労働省において、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員等を対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修を継続して実施し、思春期精神保健の専門家を養成するとともに、児童虐待や配偶者等か

---

\*2 救急現場から医療機関に搬送されるまでの間において、救急救命士等が行う救急医療活動について、医師による指示、指導・助言、事後検証を行い、その質を保障する体制。

らの暴力の被害者の心理と治療・対応についての研修を実施する。【厚生労働省】  
(49)

(12) 被害少年等のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施

厚生労働省において、被害少年等について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、全国的に治療又は保護を行う専門家が不足し、そのための体制及び施設が十分ではないことを前提に、現状に関する必要な調査を行い、その上で、被害少年等が利用しやすく、地域的な隔たりなく十分な治療・配慮を受けられ、また、十分な期間保護が受けられるようにするため、児童精神科医等専門家の適正な配置や連携体制の整備及び施設の増強に資する施策を実施するとともに、専門の医療機関等についての情報提供を行う。【厚生労働省】(50)

(13) 里親制度の充実

厚生労働省において、被害少年等の保護に資するよう、里親支援機関事業による里親の支援等により、里親制度の充実を図る。【厚生労働省】(51)

(14) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等

ア 厚生労働省において、児童相談所が夜間・休日を問わず虐待通告等の緊急の相談にいつでも応じられるよう、その体制整備に努める。【厚生労働省】(52)

イ 厚生労働省において、児童虐待を受けた児童に対する医療ケアの重要性に鑑み、地域の医療機関との協力・連携体制の充実に努める。【厚生労働省】(53)

(15) 被害少年等の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実

文部科学省及び厚生労働省において、被害少年等の保護に関し、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、学校と児童相談所等被害少年等の保護に資する関係機関との連携を充実する。【文部科学省、厚生労働省】(54)

(16) 被害少年等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

ア 文部科学省において、犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の適正な配置や犯罪等の被害に関する研修等を通じた資質の向上を通じて、平成31年度までにスクールカウンセラーを全公立小中学校に配置し、スクールソーシャルワーカーも全公立中学校区に配置することにより、学校における教育相談体制を充実させる。  
【文部科学省】(55)

イ 文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒に対する心のケアについても、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウンセリングに関する研修内容に含めるなどその内容の充実を図るよう促す。【文部科学省】(56)

(17) 被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進

警察において、被害少年が受ける精神的打撃の軽減を図るため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体への紹介等の支援を継続的に推進する。【警察庁】(57)

(18) 警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実

警察庁において、性犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、臨床心理士資格等を有する部内カウンセラーの活用や、警察によるカウンセリング費用の公費負担制度の運用が効果的なものになるよう、都道府県警察を指導するとともに、都道府県警察における部内カウンセラーの配置状況やカウンセリング費用の公費負担制度の措置状況を毎年公表する。【警察庁】(58)

(19) 性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供

厚生労働省において、性犯罪被害者を含め、緊急避妊を必要とする者が緊急避妊の方法等に関する情報を得られるよう、保健所や女性健康支援センター等による情報提供を図る。【厚生労働省】(59)(再掲：第4, 1(7)(156))

(20) 性犯罪被害者対応における看護師等の活用

厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、医療機関に対して、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師、助産師等の活用について啓発を推進する。【厚生労働省】(60)(再掲：第4, 1(8)(157))

(21) ワンストップ支援センターの設置促進

性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター（医師による心身の治療、医療従事者・民間支援員・弁護士・臨床心理士等による支援、警察による事情聴取等の実施が可能なセンター。以下「ワンストップ支援センター」という。）の設置を促進するため、以下の施策を推進する。（再掲：第4, 1(10)(159～163)）

ア 警察庁において、内閣府及び厚生労働省の協力を得て、性犯罪被害者が必要としている支援を迅速かつ適切に提供できるよう、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」の活用促進や「犯罪被害者等施策メールマガジン」を通じた情報提供等により、地方公共団体における性犯罪被害者支援に係る関係部局や医療機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体間の連携・協力の充実・強化を要請する。【警察庁、内閣府、厚生労働省】(61)

イ 内閣府において、相談員等に対し、性犯罪を含む女性に対する暴力の被害者支援に関する研修を実施し、相談体制の充実を図る。【内閣府】(62)

ウ 厚生労働省において、都道府県等の協力を得て、犯罪被害者支援団体、医師等医療関係者等から、ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援団体等に提供する。【厚生労働省】(63)

エ 厚生労働省において、医療機能情報提供制度の充実を図るとともに、当該制度によりワンストップ支援センターを施設内に設置している医療機関を検索することができることの周知を図る。【厚生労働省】(64)

オ 上記施策のほか、関係府省庁において、必要に応じて連携し、ワンストップ支援センターを含む性犯罪被害者の支援体制の充実のための施策を検討する。【内閣府、警察庁、厚生労働省】(65)

(22) 犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する専門職の養成等

ア 警察庁において、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会及び一般社団法人日本臨床心理士会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進する。【警察庁】(66)

イ 警察庁及び厚生労働省において連携し、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会及び公益社団法人日本看護協会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する社会福祉士等の養成及び研修の実施を促進する。【警察庁、厚生労働省】(67)

(23) 法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進

文部科学省において、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開していく中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう促す。【文部科学省】(68)

(24) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知

厚生労働省において、犯罪被害者等が利用しやすいように、医療機関の情報を周知させるとともに、関係機関において、当該情報を共有し、適時適切に犯罪被害者等に提供する。【厚生労働省】(69)

(25) 犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い

ア 厚生労働省において、犯罪被害者等の受診情報が医療機関や保険者から流出しないよう、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、医療機関や保険者に対して適切に対応する。【厚生労働省】(70)

イ 金融庁において、犯罪被害者等の保健医療に関する情報を始めとする個人情報の取扱いに関し、損害保険会社に問題があると認められる場合には、保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、保険会社に対する検査・監督において適切な対応をする。【金融庁】(71)

## 2 安全の確保（基本法第15条関係）

(1) 判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報の犯罪被害者等への提供の適正な運用

法務省において、「被害者等通知制度」に基づき、犯罪被害者等の希望に応じた、

判決確定後の加害者に関する処遇状況や保護処分決定後の加害者に関する処遇状況等の情報提供について、関係機関とも連携・調整を図りつつ、引き続き円滑かつ適正な運用に努める。保護観察所においては、保護観察の開始に関する事項を通知する際、心情等伝達制度を含む更生保護における犯罪被害者等施策に関するリーフレット等を添付するなどして、通知制度を利用している犯罪被害者等に同制度の周知を図り、問合せに応じて説明を行うことについて、引き続き適正な運用に努める。【法務省】(72)

## (2) 加害者に関する情報提供の適正な運用

法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び仮釈放中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者に周知徹底させ、引き続き、円滑かつ適正な運用に努める。【法務省、警察庁】(73)

## (3) 警察における再被害防止措置の推進

ア 警察において、子供を対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、法務省からそれらの前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を含めた対策に努める。【警察庁】(74)

イ 警察において、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止の措置を推進する。また、再被害防止への配慮が必要とされる場合には、関係機関と連携し、犯罪被害者等の個人情報に配慮した上で、事案に応じた柔軟な対応に努める。【警察庁】(75)

## (4) 警察における保護対策の推進

暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、その者が危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講じるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進する。【警察庁】(76)

## (5) 保釈に関しての犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

法務省において、加害者の保釈申請がなされた場合には、事案に応じ、改めて犯罪被害者等に連絡して事情聴取するなどして、裁判所に提出する検察官意見に犯罪被害者等の意見を適切に反映させるとともに、保釈申請に対する結果について犯罪被害者等に連絡するなど、犯罪被害者等の安全確保により一層配慮するように努める。【法務省】(77)(再掲：第3, 1(8)(123))

## (6) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

ア 警察庁及び厚生労働省において、配偶者等からの暴力の被害者、人身取引の被害者、児童虐待の被害者等の保護に関する警察、婦人相談所及び児童相談所等の連携について、現状に対する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、一層充実させる。【警察庁、厚生労働省】(78)

イ 警察庁及び文部科学省において、警察と学校等関係機関の通報連絡体制の活用、児童虐待防止ネットワークの活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害の防止に努める。【警察庁、文部科学省】(79)

#### (7) 犯罪被害者等に関する情報の保護

ア 法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度、性犯罪の被害者等に関し公開の法廷では氏名、住所その他被害者が特定されることとなる事項を明らかにしない制度について、周知を徹底させるとともに、検察官等の意識を向上させる。また、証人への付添い、遮へい等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努める。更生保護官署においても、保管する犯罪被害者等を含む個人情報情報を適切に管理するよう周知徹底を図る。【法務省】(80)

イ 法務省において、検察官が、ストーカー事案について、所要の捜査を遂げた上、事案に応じた適切な処分を行うとともに、捜査・公判の各段階において、被害者等に関する情報の保護に配慮するなど、適切な対応に努める。【法務省】(81)

ウ 日本司法支援センターにおいて、常勤弁護士を含む職員に対し、犯罪被害者等の個人情報の取扱いに十分留意するよう指導を行う。【法務省】(82)

エ 市区町村における「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置」、「DV被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第48条第2項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱い」及び「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する取扱いの周知徹底」、運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱い」、軽自動車検査協会における「軽自動車の申請等に係る、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為等の被害者の保護のための取扱い」、法務局における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者等が登記義務者となる所有権その他の権利の移転の登記の前提としての住所の変更の登記の要否」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者が登記権利者となる所有権の移転の登記における登記権利者の住所の取扱いについて」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者が登記義務者又は登記権利者とならないが、添付情報に当該被害者の現住所が記載されている場合における閲覧の方法について」及び「DV被害者等から供託物払渡請求書の住所等の秘匿に係る申出があった場合における措置」について、引き続き、これらの手続の周知を図るとともに、厳

格な運用により犯罪被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。【総務省、法務省、国土交通省】(83)

オ 警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。【警察庁】(84)(再掲：第5, 1(18)(255))

(8) 一時保護場所の環境改善等

ア 厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託の実施について適正な運用に努める。

【厚生労働省】(85)(再掲：第1, 3(2)ア(25))

イ 厚生労働省において、「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)により、平成31年度末までに、個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善を実施する。【厚生労働省】(86)(再掲：第1, 3(2)イ(26))

(9) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

ア 警察において、子供の死亡例に関する適切な検視等の実施に資する教育、児童虐待の発見に資する指導・教育、児童の保護等を行う職員に対する虐待を受けた児童の特性等に関する教育等職員の児童虐待に関する知識・技能の向上に努める。

【警察庁】(87)

イ 文部科学省において、学校・教育委員会等に対し、学校教育関係者など職務上虐待を受けている子供を発見しやすい立場にある者が虐待発見時に適切に対応できるよう、早期発見・早期対応のための体制の整備や的確な対応を促す。具体的には、教職員が児童相談所等への通告義務を負うことの周知徹底を図るとともに、教育機関等から福祉部門への定期的な情報提供、教師用研修教材の活用や児童相談所職員との合同研修への参加等を促す。【文部科学省】(88)

ウ 文部科学省において、児童虐待の防止に資するよう、地域人材や専門家等で構成する家庭教育支援チームによる家庭教育に関する取組を広く推進し、情報や学習機会の提供、訪問型支援等の相談対応の充実、家庭と地域とのつながりづくりや学校との連携等の地域の活動を支援する。【文部科学省】(89)

エ 厚生労働省において、児童虐待の早期発見・早期対応に資するため、全国児童相談所所長会議等を通じ、児童相談所の体制の強化、児童相談所を中心とした多種多様な関係機関の連携及び児童虐待の防止に関する地域住民の理解向上への取組を促すとともに、全国の好事例を収集し、周知徹底を図る。【厚生労働省】(90)

(10) 児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施

厚生労働省において、児童虐待防止のため、社会保障審議会児童部会の下に設置された「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」での児童の死亡事例等の検証を行う。【厚生労働省】(91)

(11) 再被害の防止に資する教育の実施等

法務省において、犯罪被害者等の心情等を理解させるための「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意見を踏まえながら、矯正施設における受刑者等に対する改善指導・矯正教育等の充実に努める。また、家庭裁判所、検察庁等から矯正施設に送付される資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載されている場合には、同資料を被収容者に対する指導に有効活用するよう努める。【法務省】(92)(再掲：第3, 1(24)ア(143))

(12) 再被害の防止に資する適切な加害者処遇

ア 法務省において、仮釈放等に際し、地方更生保護委員会が、事案に応じた犯罪被害者等の安全確保に必要な遵守事項の適切な設定に努め、保護観察所が、当該遵守事項を遵守させるための加害者に対する指導監督を徹底する。【法務省】(93)

イ ストーカー行為等により保護観察付執行猶予となった者については、被害者との接触を禁止する等の特別遵守事項を適切に設定することや、その遵守状況を的確に把握し、指導監督することが必要であり、保護観察所と警察との緊密かつ継続的な連携によって、当該対象者の特異動向等を双方で迅速に把握して、必要な措置を講ずる。【警察庁、法務省】(94)

ウ 法務省において、犯罪被害者等の意向等に配慮し、謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしよく罪指導を徹底する。【法務省】(95)

(13) 再被害防止のための安全確保方策の検討

内閣府、警察庁及び法務省が連携し、ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案を始め被害者等が同一の加害者から再び被害を受けている実態やそのおそれ等を把握した上で、関係省庁とも連携して被害者等の安全確保方策について検討する。【内閣府、警察庁、法務省】(96)

### 3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

(1) 職員等に対する研修の充実等

ア 内閣府において、二次的被害防止の観点から、相談員等が性犯罪を含む女性に対する暴力の被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をすることができるよう、研修を実施する。【内閣府】(97)

イ 警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援担当者による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実に努め、職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防止に努める。【警

察庁】(98)

ウ 警察において、配偶者等からの暴力事案に的確に対処することができるよう、その担当者に対して必要な教育を行う。【警察庁】(99)

エ 警察庁において、都道府県警察の被害児童支援担当者等を対象とした研修を開催し、被害児童支援の知識及び被害児童の心情に配慮した聴取技能の向上を図る。【警察庁】(100)

オ 法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努める。【法務省】(101)(再掲：第4, 2(8)イ(218))

カ 法務省において、検察幹部が犯罪被害者等の心情等に理解を深めることに資するためのセミナーの実施や、検察官に市民感覚を学ばせるため、公益的活動を行う民間団体や民間企業に一定期間派遣する研修を実施するなどし、職員の対応の向上に努める。【法務省】(102)

キ 法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図る。【法務省】(103)(再掲：第3, 1(20)(138)、第4, 2(8)ア(217))

ク 法務省において、副検事に対する研修の中で、交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事件をテーマとした科目の内容について一層の充実を図る。【法務省】(104)(再掲：第3, 1(19)(137))

ケ 法務省において、犯罪被害者等からの事情聴取に当たり、可能な限り、そのプライバシー、名誉、心身の状況、社会的立場等に十分配慮するよう、検察官等の意識を向上させる。【法務省】(105)

コ 日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援の窓口となる犯罪被害者等への情報提供を担当する職員に対して、二次的被害防止のための方策等の研修を実施する。【法務省】(106)

サ 厚生労働省において、民生委員・児童委員が犯罪被害者等を含め、地域住民に対する適切な相談支援を行うことができるよう、その資質向上のための研修の実施を支援する。【厚生労働省】(107)

シ 厚生労働省において、公的シェルターにおける犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修及び啓発の充実を図る。また、婦人保護施設における性犯罪被害者支援の現状についての実態を把握しつつ、全国婦人保護施設長等研究協議会や全国婦人保護施設等指導員研究協議会の場を活用して職員の専門的な資質向上を図るとともに、都道府県が実施する婦人相談所や婦人保護施設の職員、婦

人相談員等を対象とした研修の取組を促進する。【厚生労働省】（108）

(2) 女性警察官の配置等

警察において、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び実務能力の向上、事情聴取における相談室や被害者支援用車両の活用、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等とのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図る。【警察庁】（109）

(3) 被害児童からの事情聴取における配慮

法務省、警察庁及び厚生労働省において、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことについて積極的に検討するほか、被害児童から事情聴取をするに当たり、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなど、被害児童へ配慮した取組を進める。【法務省、警察庁、厚生労働省】（110）

(4) ビデオリンク等の措置の適切な運用

法務省において、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努める。【法務省】（111）

(5) 警察における犯罪被害者等のための施設の改善

警察において、被害者専用の事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図るほか、これらの施設等の改善に努める。【警察庁】（112）

(6) 検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置

法務省において、庁舎の建て替えを予定している検察庁では、建て替え時に被害者専用待合室を設置し、それ以外の検察庁については、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、専用待合室の設置について検討する。【法務省】（113）

### 第3 刑事手続への関与拡充への取組

#### 1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

##### (1) 迅速・確実な被害の届出の受理

警察において、被害の届出に対しては、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理するよう努める。【警察庁】（114）

##### (2) 告訴に対する適切な対応

警察庁及び法務省において、犯罪の不成立が明白であるような告訴や根拠が必ずしも十分とは認められないような告訴については、告訴人に対してその旨を説明し、告訴状の補正や疎明資料の追加を促す等の措置を取る場合もあり、全件直ちに受理するということは必ずしも相当とはいえない場合もあるが、可能な限り迅速な対応が行われるように努める。【警察庁、法務省】（115）

##### (3) 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進

ア 警察庁において、同庁が実施している「医療機関における性犯罪証拠採取キットの試行整備」モデル事業の結果を踏まえつつ、厚生労働省の協力を得て、医療機関において性犯罪被害者からの証拠採取及び採取した証拠の保管が促進されるよう、資機材の整備、医療機関への働き掛けを推進する。【警察庁】（116）

イ 警察において、性犯罪被害者からの証拠採取の方法を産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲において、医療機関で採取した資料の鑑定状況についての情報を提供する。【警察庁】（117）

##### (4) 冒頭陳述等の内容を記載した書面交付の周知徹底及び適正な運用

法務省において、冒頭陳述等の内容を記載した書面を犯罪被害者等に交付することについての周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努める。【法務省】（118）

##### (5) 公判記録の閲覧・謄写制度の周知及び閲覧請求への適切な対応

法務省において、犯罪被害者等から刑事事件の訴訟記録の閲覧・謄写の申出があり、相当と認められるときは、刑事事件の係属中であっても、閲覧・謄写が可能である旨をパンフレット等により周知を図る。また、刑事確定記録の閲覧に際して、犯罪被害者等に対し、被告人や証人等の住所を開示するかどうかについては、裁判の公正担保の必要性和一般公開によって生じるおそれのある弊害等を比較衡量して、その許否を判断すべきものであるところ、被害者保護の要請に配慮しつつ、適切な対応に努める。【法務省】（119）

##### (6) 犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実

ア 法務省において、犯罪被害者等の意見等をより適切に把握し刑事裁判に適正に

反映させるため、犯罪被害者等と検察官の意思疎通をより一層充実させ、被害状況等の供述調書等による証拠化並びに被害者等の証人尋問及び意見陳述の活用等により、被害状況の的確な立証に努める。【法務省】(120)

イ 法務省において、刑事裁判の公判前整理手続等の経過及び結果に関し、犯罪被害者等の希望に応じ、適宜の時期に、検察官がその経過及び結果について必要な説明をし、また、被害者参加人等が公判前整理手続の傍聴を特に希望する場合において、検察官が相当と認めるときは、当該希望の事実を裁判所に伝えるなどの必要な配慮を行うよう努める。また、犯罪被害者等が公判傍聴を希望する場合は、その機会が可能な限り得られるよう、公判期日の指定に当たっては、検察官が犯罪被害者等と十分なコミュニケーションをとり、必要に応じて、犯罪被害者等の希望を裁判所に伝えるよう努める。【法務省】(121)

(7) 国民に分かりやすい訴訟活動

法務省において、検察官による視覚的な工夫を取り入れた国民に分かりやすい訴訟活動を行うよう努める。【法務省】(122)

(8) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

法務省において、加害者の保釈申請がなされた場合には、事案に応じ、改めて犯罪被害者等に連絡して事情聴取するなどして、裁判所に提出する検察官意見に犯罪被害者等の意見を適切に反映させるとともに、保釈申請に対する結果について犯罪被害者等に連絡するなど、犯罪被害者等の安全確保により一層配慮するように努める。【法務省】(123)(再掲：第2, 2(5)(77))

(9) 上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等

法務省において、検察官が、被害者のある犯罪について、判決に対する上訴の可否を検討する際に、事案等を勘案しつつ、犯罪被害者等から意見聴取等を実施するなど、適切な対応に努める。【法務省】(124)

(10) 少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底

法務省において、少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知の各制度について、周知に努める。【法務省】(125)

(11) 少年審判の傍聴制度の周知徹底

法務省において、少年法の一部を改正する法律（平成20年法律第71号）により導入された、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度等について、パンフレット等により周知に努める。【法務省】(126)

(12) 日本司法支援センターで行っている支援に関する情報提供の充実

日本司法支援センターにおいて、様々な広報媒体を連動させた広報を実施することに加え、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のメディア媒体を活

用した広報活動を実施する。【法務省】(127)(再掲：第4, 1(43)エ(205))

(13) 刑事の手続等に関する情報提供の充実

ア 警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実させ、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努める。【警察庁、法務省】(128)(再掲：第4, 1(41)ア(199))

イ 警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配布している外国語版の「被害者の手引」について、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配布に努める。【警察庁】(129)(再掲：第4, 1(39)イ(197))

ウ 法務省において、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護と支援のための制度の更なる情報の提供を行うため、外国語によるパンフレットやホームページの作成等による情報の提供を行う。【法務省】(130)(再掲：第4, 1(41)イ(200))

(14) 刑事の手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等

警察庁及び法務省において連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族に対する適切な説明及び配慮に努める。また、法務省において、警察庁、法医学関係機関等の協力を得て、司法解剖実施機関等で司法解剖後の臓器等が中・長期に保管される場合があることに関して、遺族の理解と協力が得られるよう、さらに、適切な説明等が行われるよう、対応に努めるほか、警察庁及び法務省において、法医学関係機関等と調整の上、遺族に対し、死者の臓器を適切に返還するための手続等について検討する。【警察庁、法務省】(131)

(15) 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分の推進

警察において、検察庁と連携し、捜査上、留置の必要がなくなった証拠物件については、証拠物件の還付の方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分するよう努める。【警察庁】(132)

(16) 証拠品の適正な処分等

法務省において、被害者の遺族及び家族の心情を踏まえ、捜査・公判に及ぼす影響等にも配慮しつつ、証拠品の還付等を行うとともに、必要に応じて、還付の時期及び方法等について説明を行っているところであり、引き続きその適切な運用に努める。【法務省】(133)

(17) 捜査に関する適切な情報提供等

ア 警察において、捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等の要望に応じ、捜査状況等の情報を提供するよう努める。

また、犯罪被害者等の支援の必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携を図る。【警察庁】(134)

イ 法務省において、捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するよう努める。【法務省】(135)

(18) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等

警察において、重大・悪質な交通事故事件等については、捜査経験豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、交通事故捜査員に対する各種研修の充実に努めるなど、被害者の心情に配慮した取組を一層推進する。【警察庁】(136)

(19) 交通事件に関する講義の充実

法務省において、副検事に対する研修の中で、交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事件をテーマとした科目の内容について一層の充実に努める。【法務省】(137)(再掲：第2, 3(1)ク(104))

(20) 検察官に対する児童又は女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実

法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実に努める。【法務省】(138)(再掲：第2, 3(1)キ(103)、第4, 2(8)ア(217))

(21) 不起訴事案等に関する適切な情報提供

ア 法務省において、不起訴記録の弾力的開示を引き続き周知徹底させる。また、不起訴記録の開示の対象拡大については被害者保護の要請に配慮しつつ、引き続き適切な対応に努める。【法務省】(139)

イ 法務省において、不起訴処分について、犯罪被害者等の希望に応じ、検察官が、捜査への支障等を勘案しつつ、事前・事後に、処分内容及び理由について十分な説明を行うよう努める。【法務省】(140)

(22) 検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運用への協力

法務省において、平成16年の検察審査会法（昭和23年法律第147号）改正により導入された一定の場合に検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度について、公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るという趣旨の実現に向け、引き続き必要な協力をする。【法務省】(141)

(23) 受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用

法務省において、受刑中の加害者との面会・信書の発受を希望する犯罪被害者等

に関し、法令に基づき、受刑中の者と犯罪被害者等との面会・信書の発受について、引き続き適切に運用されるように努める。【法務省】(142)

(24) 犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進等

- ア 法務省において、犯罪被害者等の心情等を理解させるための「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意見を踏まえながら、矯正施設における受刑者等に対する改善指導・矯正教育等の充実に努める。また、家庭裁判所、検察庁等から矯正施設に送付される資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載されている場合には、同資料を被収容者に対する指導に有効活用するよう努める。【法務省】(143)(再掲：第2, 2(11)(92))
- イ 法務省において、保護処分の実行に資するため、少年の身体的・精神的状況、家庭環境、施設内の行動及び処遇の経過等に関する必要な記載がなされている少年簿について、関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する事項について必要な情報を収集し、適切に記載するよう努める。【法務省】(144)
- ウ 法務省において、保護観察対象者に対する、問題性に応じた専門的処遇プログラムの内容等の充実に努めるとともに、当該プログラムの受講を保護観察における特別遵守事項として設定するなどして、適切に実施する。また、保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせ、犯罪被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応することを促すため、しよく罪のための指導を適切に実施する。【法務省】(145)
- エ 保護観察所において、犯罪被害者等の申出に応じ、犯罪被害者等から被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況等を聴取し、保護観察対象者に伝達する制度において、当該対象者に対して、被害の実情を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるような指導監督を徹底する。【法務省】(146)

(25) 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放等審理の実施

地方更生保護委員会において、仮釈放等を許すか否かの判断に当たって、犯罪被害者等の申出により聴取した意見等を考慮し、必要に応じて保護観察中の特別遵守事項に反映させているところ、仮釈放等の審理において、一層犯罪被害者等の意見がしんしゃくされるよう努める。【法務省】(147)

(26) 更生保護官署職員に対する研修等の充実

法務省において、仮釈放等を許すか否かを判断する地方更生保護委員会委員を対象とした研修について、犯罪被害者等の意見を仮釈放等の審理に適切に反映させるための講義を実施しているところ、より一層犯罪被害者等の心情や現状に配慮した仮釈放等の審理がなされるよう、引き続き、研修内容の充実に努める。【法務省】(148)

(27) 矯正施設職員に対する研修等の充実

法務省において、矯正施設職員の新採用職員や初級幹部要員を対象とする研修に

ついて、「犯罪被害者の視点」等のテーマによる講義を実施しているほか、上級幹部要員を対象とする研修について、犯罪被害者団体等の関係者を講師に招くなど、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等の理解を深められるよう、引き続き、研修内容の充実に努める。【法務省】(149)

## 第4 支援等のための体制整備への取組

### 1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

#### (1) 地方公共団体における総合的対応窓口の設置及び地域住民に対する周知の促進

警察庁において、市町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局の確定状況等について定期的に確認するとともに、市町村に対し、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の設置を要請する。また、国民に対して地方公共団体における総合的対応窓口や支援施策の周知を図るため、政府広報や犯罪被害者等施策に関するホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を通じた広報の充実に努める。さらに、地方公共団体に対し、ホームページにおける犯罪被害者支援に関するサイトの充実等により、犯罪被害者等のみならず地域住民に総合的対応窓口を始め地域で利用できる相談機関や各種制度等を周知するよう要請する。【警察庁】（150）

#### (2) 地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進

警察庁において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。【警察庁】（151）

#### (3) 地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化

警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、犯罪被害者支援分野における社会福祉士、精神保健福祉士及び臨床心理士等の専門職の活用を働き掛ける。また、犯罪被害者等が早期に専門職につながるよう、地方公共団体における総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請する。【警察庁】（152）

#### (4) 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の促進

地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、警察庁において、犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供を行う。【警察庁】（153）

#### (5) 地方公共団体間の連携・協力の促進等

警察庁において、各都道府県内における市町村の連携・協力の促進を図るため、都道府県による市町村の犯罪被害者支援担当者を集めた研修の実施等に協力する。

また、地方公共団体をまたいで連携・協力が必要な事案が発生した際に備えて、各地方公共団体における犯罪被害者支援に関するコンタクト・ポイントを一覧にまとめた資料を整備し、地方公共団体間の情報の共有化を促進する。【警察庁】(154)

(6) 地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組の促進

内閣府において、男女共同参画センター等における中長期的なカウンセリング等の性犯罪被害者支援の取組が促進されるよう、先進的な好事例の収集・提供に努める。【内閣府】(155)

(7) 性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供

厚生労働省において、性犯罪被害者を含め、緊急避妊を必要とする者が緊急避妊の方法等に関する情報を得られるよう、保健所や女性健康支援センター等による情報提供を図る。【厚生労働省】(156)(再掲：第2, 1(19)(59))

(8) 性犯罪被害者対応における看護師等の活用

厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、医療機関に対して、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師、助産師等の活用について啓発を推進する。【厚生労働省】(157)(再掲：第2, 1(20)(60))

(9) 性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実

性犯罪被害者である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との積極的な連携を促進する。併せて、24時間子供SOSダイヤルやワンストップ支援センターについて、教育委員会等を通じて学校にいる児童生徒や保護者に周知を図る。【文部科学省】(158)

(10) ワンストップ支援センターの設置促進

性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進するため、以下の施策を推進する。(再掲：第2, 1(21)(61～65))

ア 警察庁において、内閣府及び厚生労働省の協力を得て、性犯罪被害者が必要としている支援を迅速かつ適切に提供できるよう、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」の活用促進や「犯罪被害者等施策メールマガジン」を通じた情報提供等により、地方公共団体における性犯罪被害者支援に係る関係部局や医療機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体間の連携・協力の充実・強化を要請する。【警察庁、内閣府、厚生労働省】(159)

イ 内閣府において、相談員等に対し、性犯罪を含む女性に対する暴力の被害者支援に関する研修を実施し、相談体制の充実を図る。【内閣府】(160)

ウ 厚生労働省において、都道府県等の協力を得て、犯罪被害者支援団体、医師等医療関係者等から、ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合に

は、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援団体等に提供する。【厚生労働省】(161)

エ 厚生労働省において、医療機能情報提供制度の充実を図るとともに、当該制度によりワンストップ支援センターを施設内に設置している医療機関を検索することができることの周知を図る。【厚生労働省】(162)

オ 上記施策のほか、関係府省庁において、必要に応じて連携し、ワンストップ支援センターを含む性犯罪被害者の支援体制の充実のための施策を検討する。【内閣府、警察庁、厚生労働省】(163)

(11) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

警察庁において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、同団体が行う研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般（必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等）をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。また、地域における犯罪被害者等支援体制の整備を促進するため、地方公共団体職員のほか民間支援員も参加する研修の実施に努める。【警察庁】(164)(再掲：第4, 2(11)(221))

(12) 地方公共団体の取組に対する支援

内閣府において、都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、配偶者等からの暴力被害者支援に係るワンストップ・サービスの構築を推進するための必要な助言等を行う。【内閣府】(165)

(13) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるように努めるとともに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するよう努める。【警察庁】(166)

(14) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。【警察庁】(167)

(15) 警察における相談体制の充実等

ア 警察において、全国統一の相談専用電話「#9110番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じて、当該都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や、他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮する。また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、暴力団が関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待事案、人身取引事犯等に関する通報を匿名で受け付け、事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用を推進する。このほか、交通事故被害者等からの相談に応じ、保険請求・損害賠償請求制度の概要の説明や各種相談窓口の紹介等を実施するとともに、死亡事故等の一定の交通事故事件の被害者等から、当該交通事故等を起こした加害者に対する意見の聴取等の期日等や行政処分の結果についての問合せがあった場合に、行政処分担当課等から回答するなど、適切な対応に努める。【警察庁】(168)

イ 警察において、性犯罪被害相談については、相談者の希望する性別の職員が対応し、また、執務時間外においては当直等が対応した上で後に担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進する。【警察庁】(169)

#### (16) 警察における被害少年等が相談しやすい環境の整備

警察において、少年サポートセンターや各警察署の少年係等、少年からの悩みごと、困りごとの相談を受け付けるための窓口が、関係機関への十分な引継ぎを含め、相談者の立場に立った対応をするよう努めていくとともに、「ヤング・テレホン・コーナー」等の名称での電話による相談窓口の設置や、フリーダイヤル、電子メールによる相談の導入等により、被害少年等が相談しやすい環境の整備を図る。【警察庁】(170)

#### (17) 「指定被害者支援要員制度」の活用

警察において、指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを実施するなどする「指定被害者支援要員制度」について、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、その積極的活用を図るとともに、それらの警察職員に対し、犯罪被害者等に対する支援に必要となる知識等についての研修、教育等の充実に努める。【警察庁】(171)

#### (18) 交通事故相談活動の推進

国土交通省において、都道府県の交通事故相談員が交通事故被害者等から刑事手続等の相談を受けた場合、警察、検察、法テラス、被害者支援センター等の支援活動について適切に教示するよう、研修等の場において周知する。【国土交通省】(172)

(19) 公共交通事故被害者への支援

国土交通省において、公共交通事故被害者支援室を設置し、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能等を担い、公共交通事故による被害者等への支援を行っている。引き続き、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進める。【国土交通省】(173)

(20) 婦人相談所等職員に対する研修の促進

厚生労働省において、各地方公共団体における配偶者からの暴力被害女性の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために婦人相談所等職員への専門研修を促進する。【厚生労働省】(174)

(21) ストーカー事案への対策の推進

内閣府において、被害者の支援ニーズに応じ、切れ目なく適切に効果的な支援を行うことができるよう、支援に携わる人材の育成を図るなど、ストーカー事案への対策を推進する。【内閣府】(175)

(22) ストーカー事案への適切な対応

警察において、ストーカー総合対策（平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議）を踏まえ、関係省庁と連携して、各種対策（ストーカー事案に対応する体制の整備、被害者等の一時避難等の支援、被害者情報の保護、被害者等に対する情報提供等、ストーカー予防のための教育等及び加害者に関する取組の推進）を行い、関係機関等との連携の下、被害者等の安全確保を最優先とした組織による迅速・的確な対応を推進する。【警察庁】(176)

(23) 人身取引被害者の保護の推進

人身取引対策については、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催するとともに、「人身取引対策行動計画2014」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、被害者保護を含む各種施策を推進する。【内閣官房】(177)

(24) 検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実

法務省において、検察庁における犯罪被害者等支援活動に際し、刑事手続に関する専門的な法的知識、捜査・公判の実務経験に基づき、犯罪被害者等の立場を理解し適切に対応するとともに、福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実を図る。【法務省】(178)

(25) 検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及

#### び情報提供の充実

法務省において、被害者支援員と犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化することにより、検察庁に相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、被害者支援員の連絡先等の必要な情報をより分かりやすく提供することや、上記諸機関・団体等における犯罪被害者等支援のための制度等について被害者支援員が説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書等を備え付けて提供するなど、より多くの情報を提供できるよう努める。【法務省】(179)

#### (26) 更生保護官署における関係機関等との連携・協力、被害者担当保護司との協働による支援の充実

法務省において、保護観察所の被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司の協働態勢の下、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴し、そのニーズに応じて、適切な関係機関・団体等への紹介を行うなどしているところ、今後も関係機関・団体等との連携・協力を深めるなどし、支援内容の充実を図るとともに、被害者担当保護司の役割を含む更生保護における犯罪被害者等施策の周知に努める。【法務省】(180)

#### (27) 被害者担当の保護観察官及び保護司に対する研修等の充実

法務省において、被害者担当の保護観察官及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対して、犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義の実施等、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深めるとともに、適切な対応を確実にを行うことを目的とした研修を実施しているところ、引き続き、研修内容の充実を図り、二次的被害の防止を徹底する。【法務省】(181)

#### (28) 犯罪被害者の相談窓口の周知と研修体制の充実

法務省において、人権擁護機関が実施する人権相談、人権侵犯事件の調査救済制度について、引き続き、周知を図る。また、「子どもの人権110番」、「子どもの人権SOSミニレター」、「女性の人権ホットライン」及び「インターネット人権相談受付窓口」等の人権擁護機関の取組について、その趣旨や内容を周知するため、広報活動の一層の充実を図る。加えて、人権相談に際しては、犯罪被害者からの相談に限らず、相談者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層研修の充実に努める。また、法務大臣により委嘱された民間ボランティアである人権擁護委員に対しては、新任委員に対する委嘱時研修を始めとする各種研修を通じて、犯罪被害者を含む人権問題全般に対して適切に対応できるよう、引き続き適切かつ十分な研修等の実施に努める。【法務省】(182)

#### (29) 犯罪被害者である子供の支援

法務省において、子供の人権が侵害されている疑いのある事案を認知した場合には、関係機関と連携の上、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。【法務省】(183)

(30) 高齢者に関する人権相談への対応の充実

法務省において、高齢者施設等の社会福祉施設における特設の人権相談所を開設するなど、高齢者や身近に高齢者と接する機会の多い者からの人権相談への対応の充実に引き続き努める。【法務省】(184)

(31) 日本司法支援センターによる支援の検討

ア 日本司法支援センターにおいて、弁護士等のサービスの提供を自発的に求めることが期待できない認知機能が不十分な高齢者・障害者に対し、その生活再建に資するよう、民事法律扶助による法的支援の更なる充実に向けた検討を行う。【法務省】(185)

イ 日本司法支援センターにおいて、深刻な被害に進展するおそれの強いDV・ストーカー・児童虐待の被害者に対する法的支援の更なる充実に向けた検討を行う。【法務省】(186)

(32) 地域包括支援センターによる支援

地域包括支援センターにおいて、高齢者に対する虐待への対応を含む権利擁護業務の実施を推進する。【厚生労働省】(187)

(33) 地方公共団体に対する子供・若者育成支援についての計画に関する周知

内閣府において、地方公共団体に対し、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づく子供・若者育成支援についての計画を作成又は変更する場合には、「子供・若者育成支援推進大綱」（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定）に盛り込まれた「犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応」に関する記述も勘案するよう、周知する。【内閣府】(188)

(34) 学校内における連携及び相談体制の充実

ア 文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学校で、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、継続的に適切な対応ができるよう、必要に応じ、教員加配を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など教育相談体制の充実等に取り組む。また、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の理解を深め、指導力の向上に努める。【文部科学省】(189)(再掲：第4, 2(9)(219))

イ 文部科学省において、虐待を受けた子供への対応の問題を含め、養護教諭が行う健康相談の進め方等についてまとめた参考資料も活用しながら、養護教諭の資質の向上のための研修の充実を図る。【文部科学省】(190)

(35) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相

## 談窓口機能の充実

文部科学省において、学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能することを支援するため、教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会等の関係機関と連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、当該児童生徒及びその保護者等への対応等を行うことを促進する。この場合において、加害者が教員・生徒等当該学校内部の者であった場合は、犯罪被害者となった児童生徒の状況に鑑み、必要に応じ常時の相談体制を見直すなど、当該児童生徒等にとって相談しやすいと考えられる適切な者が相談等の窓口になるよう十分配慮する。また、教育委員会が、心理学、教育学等に関する知識を有する専門職員や臨床心理の専門家等を教育支援センターや教育相談所等に配置し、相談窓口を設けるとともに、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、保健所等の地域の関係機関についての情報を当該児童生徒及びその保護者に提供することを促進する。【文部科学省】(191)

### (36) 犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進

文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合、当該児童生徒に対し、教育委員会が設置する教育支援センターが行うカウンセリングや学習指導等による学校復帰等のための継続的な支援を促進する。【文部科学省】(192)

### (37) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実

ア 厚生労働省において、医療機関が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等と連携・協力し、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供を適切に行うことを促進する。【厚生労働省】(193)

イ 厚生労働省において、精神保健福祉センター、保健所等が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための諸制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供、相談等を適切に行うことを推進する。【厚生労働省】(194)

### (38) 各都道府県警察に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導及び好事例の勧奨

警察庁において、情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者等支援策が確実に実施されるよう、各都道府県警察を指導するとともに、好事例を勧奨する。【警察庁】(195)

(39) 「被害者の手引」の内容の充実等

- ア 警察において、刑事手続の概要、犯罪被害者等に役立つ制度、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」について、関係機関による犯罪被害者等支援策の紹介を含め、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配布を更に徹底するとともに、それらの情報をウェブサイトにおいても紹介する。【警察庁】(196)
- イ 警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配付している外国語版の「被害者の手引」について、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配布に努める。【警察庁】(197)(再掲：第3, 1(13)イ(129))

(40) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知

- 損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要を紹介した冊子・パンフレット等について、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分に周知させる。【警察庁、法務省】(198)(再掲：第1, 1(2)(3))

(41) 刑事の手続等に関する情報提供の充実

- ア 警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実させ、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努める。【警察庁、法務省】(199)(再掲：第3, 1(13)ア(128))
- イ 法務省において、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護と支援のための制度の更なる情報の提供を行うため、外国語によるパンフレットやホームページの作成等による情報の提供を行う。【法務省】(200)(再掲：第3, 1(13)ウ(130))

(42) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大

- 警察において、現行の「性犯罪110番」の相談電話及び相談室の設置、これらの相談窓口に関する広報、性犯罪被害者用の「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て当該被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように一層努める。【警察庁】(201)

(43) 日本司法支援センターによる支援

- ア 日本司法支援センターにおいて、弁護士会等と連携して、犯罪被害者支援に精通している弁護士の増加に努め、犯罪被害者等の個別の状況に応じた必要なサービスが提供できるよう、弁護士の紹介態勢の整備に努めるとともに、利用者から

の意見や犯罪被害者支援に関する法制度、弁護士会において行われる犯罪被害者支援に関する研修等について、弁護士会等の関係機関と情報交換や協議の場を設けるなどして、弁護士によるサービスの向上を目指す。【法務省】(202)(再掲：第1, 1(1)イ(2))

イ 日本司法支援センターにおいて、地方事務所ごとに被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換・意見聴取をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図り、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適な専門機関・団体等を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。

【法務省】(203)

ウ 日本司法支援センターにおいて、被害を受けたときからの時間経過の長短を問わず、情報等の提供を通じた支援を行う。【法務省】(204)

エ 日本司法支援センターにおいて、様々な広報媒体を連動させた広報を実施することに加え、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のメディア媒体を活用した広報活動を実施する。【法務省】(205)(再掲：第3, 1(12)(127))

#### (44) 自助グループの紹介等

警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行う。【警察庁】(206)

#### (45) 犯罪被害者等施策のホームページの充実

警察庁において、関係省庁の協力を得て、犯罪被害者等施策のホームページを活用し、関係法令の整備、相談機関等に関する情報その他必要な情報の更新や英文による情報提供を行うなど、その充実を図る。【警察庁】(207)

#### (46) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等

外務省において、海外で邦人が犯罪等による被害に遭った場合の対応に際し、在外公館（大使館、総領事館）を通じ、現地の弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報提供及び関係省庁の犯罪被害者支援に関するホームページを紹介するとともに、その他関連情報についても、可能な範囲で提供するように努める。また、警察において外務省と連携し、海外における犯罪の被害者に関する情報の収集に努めるとともに、日本国内の遺族等や帰国する被害者等に対する支援に努める。【警察庁、外務省】(208)

#### (47) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進

各府省庁において、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、研修の実施やシンポジウムの開催など様々な機会を通じて、このような犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、社会全体で支える気運の醸成に努める。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通

省】(209)(再掲：第5, 1(11)(242))

## 2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

### (1) 犯罪被害者等の状況把握等のための調査実施に向けた検討

警察庁において、法務省及び厚生労働省並びに犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の協力を得て、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等を始め、犯罪被害者等が置かれている状況等を把握するための調査を実施する方向で検討する。【警察庁】(210)

### (2) 暴力の被害実態等の調査の実施

内閣府において、配偶者からの暴力被害、性犯罪被害等、暴力の被害実態等を把握する調査を実施する。【内閣府】(211)

### (3) 法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査

法務省において、性犯罪被害者、子供、障害者、外国人等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施する方向での検討も含め、各種犯罪による被害の動向及び犯罪被害者に関する各種施策についての調査を行う。【法務省】(212)

### (4) 犯罪被害者等の精神健康の状況とその回復に資する研究

厚生労働省において、犯罪被害者等の精神的健康の回復に資する地域における犯罪被害者等に対する支援のモデルの研究など、心の健康づくりを推進する研究を継続的に行い、高度な犯罪被害者等支援が行える専門家育成や地域での対応の向上に活用する。【厚生労働省】(213)

### (5) 児童虐待防止対策に関する調査研究

厚生労働省において、児童虐待防止対策に関する必要な調査研究を実施する。【厚生労働省】(214)

### (6) 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実

警察において、①採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、②被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるための臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等を含む専門的な研修、③カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実に努める。【警察庁】(215)

### (7) 犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能修得

警察において、犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う少年補導職員、少年相談専門職員について、講習・研修等により、カウンセリングの技法等必要な専門技術等を修得できるよう努めるとともに、専門的能力を備えた者の配置に

努める。【警察庁】(216)

(8) 法務省における犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等

ア 法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図る。【法務省】(217)(再掲：第2, 3(1)キ(103)、第3, 1(20)(138))

イ 法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努める。【法務省】(218)(再掲：第2, 3(1)オ(101))

(9) 学校における相談対応能力の向上等

文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学校で、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、継続的に適切な対応ができるよう、必要に応じ、教員加配を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など教育相談体制の充実等に取り組む。また、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の理解を深め、指導力の向上に努める。【文部科学省】(219)(再掲：第4, 1(34)ア(189))

(10) 虐待を受けた子供の保護等に携わる者の研修の充実

厚生労働省において、虐待を受けた子供の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市町村職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を図るための研修の充実を図る。【厚生労働省】(220)

(11) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

警察庁において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、同団体が行う研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般（必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等）をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。また、地域における犯罪被害者等支援体制の整備を促進するため、地方公共団体職員のほか民間支援員も参加する研修の実施に努める。【警察庁】(221)(再掲：第4, 1(11))

(164))

(12) 民間の団体の研修に対する支援

警察、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、それらの団体が実施するボランティア等の養成・研修への講師の派遣等の支援に努める。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】(222)

(13) 日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウの提供

日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者支援業務の実施を通じて同センターが蓄積した情報やノウハウについて、研修や講習を通じて犯罪被害者支援に携わる関係者に提供する。【法務省】(223)

### 3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

(1) 民間の団体への支援の充実

ア 警察及び厚生労働省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政的援助の充実に努めるとともに、それらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行う。【警察庁、厚生労働省】(224)

イ 法務省、文部科学省及び国土交通省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行う。【法務省、文部科学省、国土交通省】(225)

(2) 預保納付金の活用

金融庁及び財務省において、平成25年度から実施している預保納付金事業について、犯罪被害者等の子供への奨学金を貸与制から給付制に変更するとともに、犯罪被害者等支援団体への助成対象に相談員の育成に必要な費用を追加することとし、平成28年度中を目途にその募集等を開始する。【金融庁、財務省、警察庁】(226)(再掲：第1, 2(7)(18))

(3) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等

警察庁において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が開催するシンポジウムや講演会について、その意義や趣旨に賛同できるものにあつては、その効果の波及性等も踏まえつつ、後援するほか、シンポジウム等の開催について、地方公共団体を始めとする公的機関に対して周知するとともに、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の様々な媒体を活用し、広く一般に広報するなどし、民間団体の活動を支援する。また、関係省庁及び地方公共団体向けに配信している「犯罪被害者等施策メールマガジン」を、配信を希望する犯罪被害者等の援助を行う民間の

団体に対しても配信するなどし、関係省庁や民間団体等における犯罪被害者等のための新たな制度や取組について情報提供を行う。さらに、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携・協力の充実・強化を働き掛け、地域における途切れることのない支援の実施を促進する。【警察庁】(227)

(4) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に関する広報等

警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の意義・活動等について広報する。【警察庁】(228)(再掲：第5, 1(15)ア(249))

(5) 寄附税制の活用促進と特定非営利活動促進法の円滑な施行

内閣府において、累次の改正により拡充されている寄附税制の活用促進や特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の円滑な施行に努める。また、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人等も含めた、全国の特定非営利活動法人の情報を検索できるホームページの管理・運用を行うなど、市民活動に関する情報提供に努める。【内閣府】(229)

(6) 警察における民間の団体との連携・協力の強化

警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携の一層の強化を図るとともに、これらの団体による支援を充実させるための指導・助言を行う。【警察庁】(230)

(7) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導

都道府県公安委員会において、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体に対して改善命令を始めとする指導を行う。その他の民間被害者支援団体に対しても、適切な支援活動が行われるよう、その運営及び活動に協力する。【警察庁】(231)

## 第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

### 1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

#### (1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

文部科学省において、引き続き、学習指導要領に基づき、生命の尊さについて理解し、かけがえのない生命を尊重するための教育を推進する。【文部科学省】（232）

#### (2) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

文部科学省において、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）に基づき、犯罪被害者等の人権問題も含め、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進に努める。【文部科学省】（233）

#### (3) 学校における犯罪被害者等に関する学習の充実

文部科学省において、非行防止教室等で、警察等の関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する学習の充実を図る。【文部科学省】（234）

#### (4) 子供への暴力抑止のための参加型学習への取組

文部科学省において、子供がいじめ・虐待・暴力行為等の被害にあった場合の対応について主体的に学ぼう、地域の実情に応じた取組がなされるよう教育委員会に促す。【文部科学省】（235）

#### (5) 家庭における命の教育への支援の推進

文部科学省において、各地域で実施している命の大切さを実感させる意義等を学ぶ保護者向け学習プログラムを始めとした様々な家庭教育に関する情報をホームページを通じて提供し、地域における家庭教育に関する学習機会等で積極的に活用されるよう促す。【文部科学省】（236）

#### (6) 中学生・高校生を対象とした講演会の実施

警察において、教育委員会等関係機関と連携し、中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の開催による犯罪被害者等への配慮・協力への意識のかん養等に努めるほか、広く国民の参加を募った、犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努める。【警察庁、文部科学省】（237）

#### (7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

法務省において、学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させることを通じ、他者の生命・身体・自由等を傷つけてはならないことを自覚させることにもつながるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、平成17年5月に発足

した法教育推進協議会を通じた取組に努める。【法務省】(238)

(8) 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施

警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施する。また、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の参加・協力を得て、犯罪被害者週間を中心に犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう要請する。【警察庁】(239)

(9) 犯罪被害者支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発の実施

警察庁において、関係省庁のほか、犯罪被害者支援に関わりの深い医療、福祉、教育、法曹関係の職能団体等の協力を得て、当該団体等に属する者に対して積極的に犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性等に関する広報啓発を実施し、その理解の増進を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。【警察庁】(240)

(10) 一般国民に対する効果的な広報啓発の実施

警察庁において、犯罪被害者等に関する国民の意識について実態把握を行い、犯罪被害者支援に対する国民の関心を高めるよう、学校や民間企業等の協力を得るなどし、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者支援の重要性等について、効果的な広報啓発を行う。また、犯罪被害者支援に関する標語を広く募集するなどし、国民が犯罪被害者支援について考える機会を提供し、その理解促進を図る。さらに、訴えかけたい対象等に応じた効果的な広報啓発ができるよう、幅広く民間企業等に協力を要請する。【警察庁】(241)

(11) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進

各府省庁において、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、研修の実施やシンポジウムの開催など様々な機会を通じて、このような犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、社会全体で支える気運の醸成に努める。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】(242)(再掲：第4, 1, (47)(209))

(12) 犯罪被害者支援のための情報提供

内閣府において、配偶者からの暴力等被害者に対する支援情報等をホームページ等で提供する。【内閣府】(243)

(13) 若年層に対する広報・啓発

内閣府において、若年層が暴力の加害者にも被害者にもならないようにするため、若年層向けのパンフレットの配布等を通じ、若年層に対する予防啓発の取組を推進

する。【内閣府】(244)

(14) 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報啓発事業の実施

ア 内閣府において、毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、性犯罪を含む女性に対する暴力を根絶するため、関係省庁、地方公共団体、女性団体その他の関係団体と連携・協力し、広報啓発活動を実施する。【内閣府】(245)

イ 内閣府において、全国交通安全運動の期間を中心に、各種の啓発事業が交通事故被害者等の理解と協力も得ながら展開されるよう努める。【内閣府】(246)

ウ 法務省において、人権週間を中心に、様々な広報媒体も通じつつ、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を求めるため講演会・研修会等の啓発活動を実施する。【法務省】(247)

エ 厚生労働省において、児童虐待の範囲、現状やその防止に向けての取組を広く国民に周知させるため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、11月の児童虐待防止推進月間に、ポスターの作成及び全国フォーラムの開催など集中的な広報啓発活動を実施する。【厚生労働省】(248)

(15) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

ア 警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の意義・活動等について広報する。【警察庁】(249)(再掲：第4, 3(4)(228))

イ 警察庁において、各都道府県警察に対し、民間被害者支援団体等と連携し、マスコミ広報、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等を実施することにより、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を促進するよう指導する。【警察庁】(250)

ウ 警察庁において、広報啓発用の冊子「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイト上での警察の犯罪被害者等支援施策の掲載等により、犯罪被害者等支援に関する国民の理解増進に努める。【警察庁】(251)

エ 警察庁において、スマートフォン等からのアクセスが可能な媒体を始めとする各種広報媒体を活用し、少年の犯罪被害の防止等に向けた情報提供に努める。【警察庁】(252)

(16) 国民の理解の増進を図るための情報提供の実施

警察庁において、犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助に精通した有識者を招き、関係省庁、地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催するとともに、その概要をインターネット等で国民向けに情報提供する。【警察庁】(253)

(17) 調査結果の公表等を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民の理解の増進

関係府省庁において、諸外国における犯罪被害者支援に係る各種施策を含めて犯罪被害者等に関わる調査研究を実施した場合には、当該調査の結果について、犯罪被害者等への理解を深めるための広報啓発に活用する。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】(254)

(18) 犯罪被害者等に関する情報の保護

警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。【警察庁】(255)(再掲：第2, 2(7)オ(84))

(19) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施

警察において、被害者が特定されないよう工夫した上で、ウェブサイト上等に性犯罪を含め身近な犯罪の発生状況を掲載するなどにより、都道府県警察が地域住民に対し、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機になり得るような情報提供に努める。【警察庁】(256)

(20) 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進

ア 警察において、交通事故の被害者等の手記を取りまとめた冊子やパンフレット等を作成し交通安全講習会で配布することや、交通安全の集い等における被害者等の講演を実施することを通じ、交通事故の被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する国民の理解増進に努める。【警察庁】(257)

イ 警察において、各都道府県警察での運転者等に対する各種講習において、交通事故の被害者等の切実な訴えが反映された映画、手記等の活用や、被害者等の講話等により被害者等の声を反映した講習を実施する。【警察庁】(258)

(21) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

警察において、国民に対し、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進が十分に図れるよう、事故類型、軽傷・重傷の別、年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等について周知を図る。【警察庁】(259)

(22) 交通事故統計データの充実

ア 交通安全白書において、交通事故負傷者数の重傷・軽傷の内訳を掲載し、統計データの充実を図る。【内閣府】(260)

イ 警察庁において、犯罪被害者白書における交通被害者に関する統計について、

掲載の充実を図る。【警察庁】(261)